

一大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事
木村守男

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公

平成十四年四月十日

公 目
告 次

山東青島報

号外第四十三号

平成十四年四月十日（水曜日）

マツクスバリュ十和田東店

十和田市東四番町一の五外

二
大規模小売店舗を設置する者
マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を手う者名及び住所並びに代表者の氏名

三
六井橋ノ元居舎に近いハ元

秋田県秋田市上崎巣北一丁目

秋田興秋田口二嶋添北一自ノハノニ五
式表双箭段原田昭彥

仁表取締役 原田昭彦

四大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十一月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四三五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一四五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年八月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年四月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

都市計画事業の認可

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 一 都市計画事業の種類及び名称 | 弘前広域都市計画道路事業（三・四・一号和徳堀越線） |
| 二 施行者の名称 | 青森県 |
| 三 事務所の所在地 | 青森市長島一丁目一の一 |
| 四 事業地の所在 | 青森市長島一丁目一の一 |

- | | |
|---------|------|
| 1 収用の部分 | 変更なし |
| 2 使用の部分 | 変更なし |

- | | |
|-----------|-------------|
| 3 事業所の所在地 | 青森県 |
| 4 施行者の名称 | 青森市長島一丁目一の一 |

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 事業所の所在地 | 青森市長島一丁目一の一 |
| 2 使用の部分 | 変更なし |

青森都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

